

# カルストの風



令和2年6月発行  
美祢市学校事務共同実施会  
じむだより 第61号  
共同実施拠点校担当

## 「学校の総合力の向上にむけて」

はじめに、昨年度末から市内各小・中学校におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等で大変な業務負担の中、適宜・適切なご対応をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、令和二年度の美祢市学校事務共同実施については、協議会等の実施を中止せざるをえない状況下にあります。各学校間の綿密な情報共有等で、例年と変わりなく進捗しているとともに、学校長や教頭の十分な理解のもと、事務職員を中心に大変熱心に取り組まれており、本年度も安定的かつ十分な成果が上がることを期待しております。

これまでの取組により、事務職員が主体的・積極的に専門性を生かし、教員と協働しながら学校運営に参画することで、学校の総合力の向上が図られてきました。事務職員一人ひとりの工夫や提案、またそれらを引き出す管理職の働きかけ、そし

て、それらを支援する教育委員会のバックアップが、ますます重要になってきたと考えております。

今年度の校長会や教頭会、教務主任会等でも、事務の共同実施ならではの主体的・積極的な提案を期待しております。そして、このような動きを通して、人の交流や情報共有の充実を図り、共同実施会の活性化、さらには各学校の総合力の向上につなげて参りたいと思っております。

最後になりますが、学校における事務職員の役割には大変大きいものがあると考えていますので、今後とも本会の組織的な動きが充実するよう、よろしくお願いいたします。

美祢市学校事務共同実施協議会  
会長 中本 喜弘  
(美祢市教育委員会 教育長)



## 美祢市事務の共同実施の取組について（令和2年度）

令和2年4月23日に開催予定だった令和2年度美祢市学校事務共同実施協議会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となりました。

そのため、今年度は資料配付というかたちで美祢市の事務の共同実施がスタートしました。

今年度については、例年どおりの予定で進めることはなかなか困難な状況ではありますが、「事務の効率化・平準化・適正化」「教員との協働による教育環境づくり」「学校運営への参画」「人材育成・資質能力向上」をめざして取り組みます。

### 具体的な取組内容

#### 事務の効率化・平準化・適正化

給与関係書類・諸帳簿の相互確認  
各種ソフトや手引、webサイトの活用  
学校徴収金の適正処理



正確で質の高い事務の提供により、学校の総合力の向上を図る

#### 教員との協働による教育環境づくり

各種ソフトや手引による事務支援  
じむだより発行・Webサイト更新  
教頭会・教務主任会との連携



#### 学校運営への参画

じむだよりによる情報提供  
教育課程をふまえた予算執行  
コミュニティ・スクールへの参画



#### 人材育成・資質能力向上

巡回支援訪問による人材育成  
グループ内での相互支援  
資質能力向上のための研修会



# 扶養手当について知ろう！

結婚や出産、家族の進学や就職など、人生の節目にはいろいろな制度があり、その都度本人からの申し出と手続きが必要となります。その中でも「扶養手当」についてはよく理解しておきましょう。よく知らなかったことで届出を失念してしまい、本来受給できたかもしれない手当が受給されなかったり、遡っての取消で多額の戻入（れいにゅう）をすることになってしまったり…そんなことにならないように気をつけましょう。

ご家族に「手当に影響するかも」しれない事案が起こったら、すぐに事務職員に相談しましょう。扶養手当にはいろいろなケースがあります。本人からの申し出がないと手続きができませんので、迷わず相談してください。よろしくお願いいたします。

また、似た名称の制度もありますのでその違いについても知っておきましょう。

**扶養親族認定時に確認すること**

- 職員との続柄や年齢
- 同居（別居の場合送金）
- 所得（年額130万円未満）
- 他から扶養手当を受けていない
- 職員が主たる扶養者 等

### 《Aさんファミリーの場合》

パート、アルバイト等で月間所得が変動する場合は、勤務開始時、3、6、9、12月後に判定を行います。

別居の場合は送金が必要です。送金額、父母の年齢や所得等の要件があります。

**全員が要件を満たした場合の手当額（月額）** 令和2年4月1日現在

配偶者	6,500円
子（18歳）	15,000円
（10,000円+5,000円加算）	
子（14歳）	10,000円
子（10歳）	10,000円
父	6,500円
母	6,500円
<b>合計</b>	<b>54,500円</b>

## 自分でチェック！

やまぐち総合教育支援サイト→山口県教育関係資料データベース→教職員課→諸手当関係資料

## 名称が似ている違う扶養の制度

### 扶養控除・配偶者（特別）控除

扶養親族がいる場合は、税金を支払う金額が少なくなります。年末調整の時に申告書を提出します。対象となる続柄や所得の考え方が扶養手当とは異なります。

### 共済組合被扶養者

共済組合員証（保険証）の資格です。扶養手当とは、少し条件が異なります。子の場合、22歳で扶養手当は喪失しますが、被扶養者はその後も継続認定可能です。

ほかにも…

**児童手当**：中学校卒業までの児童を養育している方  
**児童扶養手当**：ひとり親世帯を対象  
 などがあります。

